

奈良県屋外広告物条例（昭和三十五年四月奈良県条例第十七号）第五条の二第二項の規定により、主要インターチェンジ周辺沿道景観保全型広告整備地区における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針を次のとおり定めたので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。

平成二十一年十月三十日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 名称

主要インターチェンジ周辺沿道景観保全型広告整備地区基本方針

二 内容

1 概要

西名阪自動車道の郡山、法隆寺及び香芝の各インターチェンジ周辺の沿道は、県への広域的な玄関口である。これらの沿道の景観は、奈良を訪れた人々の目に最初に触れ、法隆寺を始め県内各所の観光エリア等への訪問の期待につながるものであり、奈良のイメージや魅力の向上に大きな影響を及ぼすものである。

これらの沿道は、一部の市街化調整区域も含めて、インターチェンジの特性に対応して、物品販売店舗、飲食店、ガソリンスタンド、パチンコ店、ホテルや物流倉庫、事務所等多様な用途の様々な規模の建築物が立地し、街並みを形成している。人々の目を引く派手な色彩で大きく高い屋外広告物が氾濫し、派手な色彩やデザイン、光源による過度な装飾がなされた建築物や工作物、植栽のない露天駐車場の存在と併せて、街並みとして著しく不調和で雑然とした全国どこにでもあるような景観を形成している。

そのため、地域の景観として雑然さを軽減し、街並みとして調和して連続感のある奈良の玄関口にふさわしい沿道景観を整備し、整序していくことが必要である。

このような地域での美しく風格のある景観づくりの一環として、主要インターチェンジ周辺沿道地区を景観保全型広告整備地区に指定し、良好な広告景観づくりを推進しようとするものである。

2 広告景観づくりに関する基本構想

西名阪自動車道の主要インターチェンジの周辺であるこれらの地区は、奈良の広域的な玄関口である。奈良の玄関口にふさわしい沿道景観づくりを基本とし、落ち着きやゆとりを感じさせ、奈良の景観に対する期待感を高めるよう、奈良県景観計

画（平成二十一年五月奈良県告示第四十号）と連動しながら沿道の建築物等と一体となった美しく風格のある広告景観づくりを図る。

3 広告景観づくりに関する基本事項

地域の景観として雑然さを軽減し、街並みの一体感や連続性を高めるとともに、盆地の四周を囲む大和青垣等への眺望に配慮した広告景観づくりを図るため、屋外広告物の色彩への配慮並びに建築物の屋上その他の高所に掲出する屋外広告物の形態への配慮及び照明等の使用の抑制を行う。